１９１６肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．弁護士の資格・職務・身分を規則で制定できるか。

１問題の所在

７７条１項は，「弁護士に関する事項」について，規則で定める権限を有すると規定している。

そこで，弁護士の資格・職務・身分を，弁護士に関する事項として規則で定められるか。

法律と規則の関係性が問題となる。

２結論および理由

（１）結論

国民の権利義務に関わることは，法律で制定する必要がある（４１条)。弁護士の資格，職務，身分は，国民の権利義務に関わる事柄である。したがって，法律で制定しなければならない。

規則で制定できるとする肢は誤り。

（２）理由

確かに，弁護士の資格，職務，身分も「弁護士に関する事項」と形式的には思える。したがって，規則で制定できるとも思える。

しかし，不当である。

そもそも，弁護士の資格，職務，身分は，職業選択の自由（２２条１項）に関連する内容である。

仮に，規則で制定できるとすると，民主主義の原則に反してしまうからである。

したがって，本件のようなことは，規則で認めないとする必要がある。

７７条１項で，規則制定権を認めた趣旨は，司法権の独立，裁判官の職権独立を図れるように，裁判に関わる「弁護士に関する事項」について制定を認めたものである。

この趣旨からすると，おもに，訴訟指揮など，運用面についてものと考えられる。

したがって，弁護士の資格，職務，身分のような内容について，民主主義の例外として，設定を認めたものではないと解する。

よって，結論に示した通り，国民主権の原理のもと，弁護士の資格，職務，身分のような，職業選択の自由（２２条１項）に関連する内容は，法律で制定しなければならない。

以上